

令和5年度第5回農業委員会総会議事録

開会月日	令和5年8月25日(金)	開議の時刻	午前10時20分			
場 所	市総合会館3階 303会議室	閉議の時刻	午前11時34分			
議 長	東松山市農業委員会 長 野村 孝行					
委員の出席状況						
農業委員	席次番号	氏 名	摘 要	席次番号	氏 名	摘 要
	1	松崎 昭三	出 席	7	藤野 香織	出 席
	2	杉浦 勉	〃	8	松本 禮子	〃
	3	島田 安三	〃	9	荒川 光明	〃
	4	千葉 有美子	欠 席	10	久保田 節子	〃
	5	宇津木 昭一	出 席	11	野村 孝行	〃
	6	鹿田 明	〃			
農地利用最適化推進委員	担当地区	氏 名	摘 要	担当地区	氏 名	摘 要
	松 山	加藤 周二	出 席	高 坂	木村 正雄	出 席
		利根川 里美	〃		坂上 夏苗	〃
	大 岡	大木 幹雄	〃		田口 豊	〃
		橋本 隆	〃	野 本	新井 勝美	〃
		宮永 貞夫	〃		飯嶋 徳造	〃
	唐 子	戸井田 貞義	〃		加藤 喜之	〃
		山田 弘明	〃		山下 哲生	〃
		小澤 謙一	〃			
	議題等	<ul style="list-style-type: none"> ・農地法の規定に基づく諸申請及び届出等の審議の件 ・その他 				
公開・非公開の別	公開					
傍聴者数	(会議を公開した場合) 0人					
非公開の理由	(会議を非公開にした場合)					
議 事 参 与 者						
事務局	氏 名	摘 要				
事務局長	松崎 一祐	出 席				
副主幹	荒能 豊	〃				
主 任	福島 誠	〃				

議 案	議 事 顛 末	
<p>議案第 1 号 農地法第 3 条 の規定による 許可申請承認 の件</p> <p>議案第 2 号 農地法第 4 条 の規定による 許可申請承認 の件</p>	1 開 会	<p>副会長は委員の出席が定数に達している旨報告し、開会を宣言する。</p>
	2 議事録署名委員の選任について	<p>議長は署名委員に下記 2 名を選任し、全員これに同意する。</p> <p>10 番 久保田 節子 委員 1 番 松崎 昭三 委員</p>
	議事の訂正	<p>事務局より、議案第 4 号 3 番について、取り下げのため総会資料から削除をする旨の説明がなされた。</p>
	3 議 事	<p>議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請承認の件について</p> <p>1 番の申請について</p> <p>松山地区・宇津木委員より、1 番の申請について、大字正代在住の申請人(受人)より、箭弓町 2 丁目在住の申請人(渡人)が、大字市ノ川地内に相続財産管理人として管理する農地(畑 5 筆:田 1 筆)を、受人は農業規模拡大のため、渡人は相続人死亡のため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。受人の年間の従事日数の予定が 150 日を超えることを申請書類等から確認できるため、許可相当であるとの報告がなされた。高坂地区・鹿田委員より、受人借入農地についての報告がなされ、以前農地改良した後耕作されていないが、保全管理は適正にされている旨の報告がなされた。</p> <p>議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、多数決にてこれを承認した。</p> <p>議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請承認の件について</p> <p>1 番の申請について</p> <p>唐子地区・荒川委員より、1 番の申請について、大字上唐子在住の申請人が、大字上唐子地内に所有する農地(畑 1 筆)を、専用住宅に転用したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、10ha 以上の一団の農地であるため第 1 種農地と判断されるが、専用住宅の必要性が認められるため、第 1 種農地の不許可の例外に基づき、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。</p>

<p>議案第 3 号 農地法第 5 条 の規定による 許可後の計画 変更申請承認 の件</p>	<p>議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。</p> <p>2 番の申請について 高坂地区・鹿田委員より、2 番の申請について、元宿 2 丁目在住の申請人が、大字西本宿地内に所有する農地 (畑 2 筆) を、自己用住宅に転用したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10 h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、自己用住宅の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。</p> <p>議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。</p> <p>議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請承認の件について</p> <p>1 番の申請について 事務局より、1 番の申請について、比企郡ときがわ町在住の申請人より、平成 19 年 12 月 21 日付け東農振第 5 - 208 号にて、専用住宅建築を目的として農地法 5 条許可を得ている大字上唐子地内の農地について、許可後に両親の介護のため実家に同居したことにより計画を中断しており、この度承継者より自己用住宅敷地として購入の申し出があったため、譲受人を変更し改めて申請したい旨の申請がなされた。事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。</p> <p>議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。</p>
<p>議案第 4 号 農地法第 5 条 の規定による 許可申請承認 の件</p>	<p>議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請承認の件について</p> <p>1 番の申請について 松山地区・宇津木委員より、1 番の申請について、東京都港区に所在する法人としての申請人 (受人) より、大字東平在住の申請人 (渡人) が、大字東平に所有する農地 (畑 1 筆) を、倉庫用地に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10 h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、倉庫用地の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。</p>

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

2番の申請について

大岡地区・藤野委員より、2番の申請について、大字大谷在住の申請人（受人）より、大字大谷在住の申請人（渡人）が、大字大谷地内に所有する農地（畑1筆）を、自己用住宅に転用するため、使用貸借権を設定したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、10ha以上の一団の農地であるため第1種農地と判断されるが、自己用住宅の必要性が認められるため、第1種農地の不許可の例外に基づき、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

(3番の申請について、総会資料から削除された)

4番の申請について

唐子地区・荒川委員より、4番の申請について、松葉町4丁目在住の申請人（受人）より、比企郡ときがわ町在住の申請人（渡人）が、大字上唐子地内に所有する農地（畑1筆）を、自己用住宅に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、10ha以上の一団の農地であるため第1種農地と判断されるが、自己用住宅の必要性が認められるため、第1種農地の不許可の例外に基づき、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

島田委員より、申請地について、以前農用地からの除外がなされた上で転用許可が下りた。今回、計画変更申請が承認された上での転用許可申請だが、そもそも除外についても申請人に承継されるものなのか、との質問がなされた。

事務局より、申請地について、農用地から除外されたままであり、今回申請にあたり農用地への編入と再度の除外は求めない旨農政課に確認したことの説明があった。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

5番の申請について

唐子地区・荒川委員より、5番の申請について、松葉町4丁目に所在する申請人（受人）としての法人より、松葉町4丁目在住の申請人（渡人）が、大字上唐子地内に所有する農地（畑1筆）を、資材置場に転用するため、使用貸借権を設定したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が10ha未満で

あるため第2種農地と判断され、資材置場の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

6番の申請について

唐子地区・荒川委員より、6番の申請について、東京都中央区に所在する申請人（受人）としての法人より、大字新郷在住の申請人（渡人）が、大字新郷地内に所有する農地（畑2筆）を、駐車場に転用するため、賃貸借権を設定したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が10ha未満であるため第2種農地と判断され、駐車場の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

7番の申請について

高坂地区・鹿田委員より、7番の申請について、大字高坂在住の申請人（受人）より、大字正代在住の申請人（渡人）が、大字高坂地内に所有する農地（畑1筆）を、自己用住宅に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が10ha未満であるため第2種農地と判断され、自己用住宅の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

8番の申請について

高坂地区・鹿田委員より、8番の申請について、比企郡吉見町在住の申請人（受人）より、大字正代在住の申請人（渡人）が、大字正代地内に所有する農地（畑1筆）を、自己用住宅に転用するため、使用貸借権を設定したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が10ha未満であるため第2種農地と判断され、自己用住宅の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

9番の申請について

高坂地区・鹿田委員より、9番の申請について、川越市在住の申請人（受人）より、御茶山町在住の申請人（渡人）が、大字田木地内に所有する農地（畑1筆）を、自己用住宅に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、10ha以上の一団の農地であるため第1種農地と判断されるが、自己用住宅の必要性が認められるため、第1種農地の不許可の例外に基づき、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

10番の申請について

高坂地区・鹿田委員より、10番の申請について、箭弓町2丁目在住の申請人（受人）より、大字西本宿在住の申請人（渡人）が、大字西本宿地内に所有する農地（畑1筆）を、自己用住宅に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が10ha未満であるため第2種農地と判断され、自己用住宅の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

11番の申請について

高坂地区・鹿田委員より、11番の申請について、東京都八王子市在住の申請人（受人）より、大字西本宿在住の申請人（渡人）が、大字西本宿地内に所有する農地（畑1筆）を、自己用住宅に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が10ha未満であるため第2種農地と判断され、自己用住宅の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

12番の申請について

野本地区・杉浦委員より、12番の申請について、旗立台在住の申請人（受人）より、砂田町在住の申請人（渡人）外1名が、大字柏崎地内に所有する農地（畑3筆）を、自己用住宅に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されてい

<p>議案第 5 号 農用地利用集積事業による 利用権設定承認の件</p> <p>議案第 6 号 農用地利用集積等促進計画 (案) の件</p>	<p>る。また、10h a 以上の一団の農地であるため第 1 種農地と判断されるが、自己用住宅の必要性が認められるため、第 1 種農地の不許可の例外に基づき、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。</p> <p>荒川委員より、申請地が 5 0 0 m²を超える一般住宅の転用案件だが、面積に問題はないのか、との質問がなされた。</p> <p>事務局より、一般住宅の上限はおおむね 5 0 0 m²とあるが、個別具体的な事情や土地の形状等を考慮し判断する、となっている。本申請地は進入路が長く、また申請人は事業を営んでいるため営業用の自動車の駐車スペースも必要となり、5 0 0 m²を超えるが面積の必要性は認められる旨の説明がなされた。</p> <p>議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。</p> <p>13 番の申請について</p> <p>野本地区・杉浦委員より、13 番の申請について、比企郡吉見町在住の申請人（受人）より、大字柏崎在住の申請人（渡人）が、大字柏崎地内に所有する農地（畑 2 筆）を、自己用住宅に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、10h a 以上の一団の農地であるため第 1 種農地と判断されるが、自己用住宅の必要性が認められるため、第 1 種農地の不許可の例外に基づき、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。</p> <p>議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。</p> <p>議案第 5 号 農用地利用集積事業による利用権設定承認の件について</p> <p>議長は事務局に説明を求め、事務局から市の告示決定に先立ち承認を求められている件である旨、また利用権設定の申し出内容が経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしている旨の説明が行われる。</p> <p>内容審議の結果、5 筆の利用権設定を承認した。</p> <p>議案第 6 号 農用地利用集積等促進計画（案）の件について</p> <p>議長は市農政課に説明を求め、市農政課から「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 19 条第 2 項に基づき、農地中間管理機構から東松山市に対して「農用地利用集積等促進計画案」の作成を求められたため、同第 19 条第 3 項に基づ</p>
--	--

<p>議案第7号 「農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想」の変更について</p>	<p>き、東松山市から農業委員会に意見を聴くよう求めがあった旨の説明が行われる。 議長は全員に意見を求め、内容審議の結果、「意見なし」として、これを承認した。</p> <p>議案第7号「農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想」の変更について</p> <p>議長は市農政課に説明を求め、市農政課から「農業経営基盤強化促進法施行規則」第2条に基づき、基本構想の変更について東松山市から農業委員会に意見を求めている旨の説明が行われる。 複数委員より、農業経営の指標にある〈作付面積〉や〈経営面積〉、〈飼養頭数〉の数値が高すぎるのではないかと、この意見が出る。 内容審議の結果、農業委員会の意見として「農業経営の指標にある〈作付面積〉や〈経営面積〉、〈飼養頭数〉の数値が高すぎるのではないかと。実際に市内で、これほどの規模で営農している人はほとんどいないため、現実に即した数値に修正が必要と考える」旨を農政課に提出することを承認した。</p>
<p>報告事案 農業委員会会長専決規定による農地法に基づく届出報告の件</p>	<p>事務局報告案件 議長は事務局に説明を求める。</p> <p>農地法第3条の3権利取得届出報告の件 事務局から説明が行われ、2件を確認する</p> <p>農地法第4条転用届出報告の件 事務局から説明が行われ、1件を確認する</p>
<p>その他</p>	<p>農地法第5条転用届出報告の件 事務局から説明が行われ、3件を確認する。</p> <p>農地所有適格法人の報告の件 事務局から説明が行われ、1件を確認する。</p> <p>農業委員会総会の開催について 次回開催日 令和5年9月25日(月) 午前10時20分～ 会 場 市総合会館3階 303会議室 午前11時34分議長は今回上程した議案について審議を終了した旨を告げ、令和5年度第5回総会を閉じた。</p>

以上の顛末に相違ないことを証するため署名する。

令和5年9月25日

議長 野村 孝行

委員 久保田 節子

委員 松崎 昭三